

令和元年12月議会定例会
会議録

公立岩瀬病院企業団

令和元年12月公立岩瀬病院企業団議会定例会会議録

令和元年12月26日（火曜日） 午後2時00分 開議

議事日程第1号

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第9号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整備等に関する条例

出席議員（9名）

1番 大河内和彦 2番 荒井裕子 3番 市村喜雄 4番 溝井光夫
5番 小山克彦 6番 大和田宏 7番 鈴木正勝 9番 木原秀男
10番 大内康司

遅参通告議員

なし

欠席議員（1名）

8番 渡邊達雄

説明のため出席した者

企業長	伊東幸雄	院長	三浦純一
副院長	大谷 弘	副院長	土屋貴男
事務長	塩田 卓	看護部長	伊藤恵美
参事兼医事課長	有賀直明	総務課長	福田和也

午後2時 開会

○議長（大内康司君）

皆さん、こんにちは。

ただ今より令和元年12月公立岩瀬病院企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席議員は、渡邊達雄議員であります。

出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

次に、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書が、提出されております。印刷の上、お手元に配布いたしておりますので、ご了承願います。

これより、議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日限りといたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大内康司君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決しました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本会議規則第77条の規定により、議長において4番溝井光夫議員、5番小山克彦議員、6番大和田宏議員を指名いたします。

日程第3、議案第9号を議題といたします。

あらかじめ、お願いいたします。説明・質問及び答弁にあたっては、議席で起立のうえ、簡潔明確に発言され、会議の円滑な進行にご協力願います。

それでは提出者から、提案理由の説明を求めます。

企業長。

○企業長（伊東幸雄君）

本日ここに、公立岩瀬病院企業団議会12月定例会が招集となりましたところ、

議員の皆様方には、令和元年も残すところあとわずかとなり、何かとご多用の中、ご参集をいただき誠にありがとうございます。また、今年一年賜りましたご指導、ご支援に御礼を申し上げます。

さて、今期定例会におきましては議案1件についてご審議いただくこととなりますが、提案理由の説明に先立ちまして、病院事業の概要についてご報告申し上げます。

初めに医師体制ですが、11月1日付で小児科医師1名が着任しましたが11月末をもちまして同科医師1名が退職となりました。その結果、常勤医師としましては9月定例会での報告と同数の29名、そこに初期臨床研修医5名を加えた34名体制となっております。引き続き、常勤医師体制の充実を目指し医師招聘活動を強化して参ります。なお令和2年度からの初期臨床研修医につきましては、3名の採用が確定しております。募集定員4名のうち残り1名枠については福島県立医科大学附属病院と当院との間で一年ずつの研修、いわゆるタスキ掛け研修医の受け入れを、現在調整しているところであります。

次に、新公立岩瀬病院改革プランについて申し上げます。この件については去る11月26日開催の「改革プラン評価委員会」で進捗状況の報告をしたところですが、本プランは平成29年度から4ヶ年を計画期間として策定したもので、県において推進している地域医療構想を踏まえた、当院の果たすべき役割の明確化や、経営の効率化、経営基盤の強化などを主な課題として取り組んでおるものです。今年度上半期となる9月までの取り組み状況について経営指標の数値目標で申しますと、経常収支比率については102.3%となり年度目標を達成しておりますが、医業収支比率に限りまして97.2%と100%を下回っておりますので、引き続き入院患者受け入口としての外来診療や救急対応を始め地域の医療機関との連携強化による紹介率の向上、地域住民に対する広報活動の強化などにも取り組み目標達成に繋がっていきたいと思います。これらを踏まえ、去る12月14日には、本年10月に着任した消化器内科部長が大腸を専門領域としていることから、住民公開講座としてがん検診を受けることの重要性と、当院で行っている治療の内容などを紹介させていただきました。当日は130名を超える地域の皆さんにお集まりいただき、当院の役割の一つとしての公益活動としても取り組んだところです。今後とも、全職員が新改革プランに掲げた病院目標を共有し、地域医療の一層の推進と経営基盤の

強化を目指し、病院経営に当たって参りますので、議員皆様の一層のご指導、ご支援をお願い申し上げます。

次に、前回議会定例会でも説明させていただきました地域医療構想に係る厚生労働省による病院リスト公表の件についてです。この件につきましては地方からの強い反論もあり、先日東京で開催された「自治体病院全国大会」の場においては、総合的な医療提供体制改革について国と地方が共通認識のもとに、これを推進するため設置された「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」の継続開催や見直し期限については柔軟な取扱いとし、併せて財政支援を求めることなどの決議が採択されています。また、11月28日には県の「地域医療構想調整会議」が開催されていますが、現時点でこの件に関しては、これまで申し上げてきた以上の情報は示されておりません。いずれにしても地域の中核病院としての当院の役割が的確に地域医療構想に位置付けられるよう引き続き会議に臨んで参ります。また、この調整会議においては、当院と池田記念病院が目指す「地域医療連携推進法人」設立に向けた救急医療や地域包括ケアシステムへの対応などからなる連携方針について当院から説明を行っています。早期の合意形成に向けて取り組んで参りますが、今後の進め方については、年度末に向け会議の開催回数や日程は大変タイトなスケジュールとなることが想定されますので、実務上は令和2年度上半期を目途に設立準備を進めていきたいと考えております。

この件に関しましては、今後とも議員皆様との情報共有を図って参ります。

以上、病院事業の概要について申し上げましたが、今期定例会には、議案1件を提案しております。提案理由につきましては事務長から説明申し上げますので、慎重にご審議のうえ、速やかに議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大内康司君）

事務長。

○事務長（塩田卓君）

ただいま議題となっております、議案第9号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についての提案理由をご説明いたします。

本案は会計年度任用職員制度の創設などを内容とする同法の施行に伴い、公立岩瀬病院企業団の会計年度任用職員に関する規定を整備するため、公立岩瀬病院企業

団職員定数条例など条例3本について、所要の改定を行うものであり、令和2年4月1日から施行するものであります。

添付書類である新旧対照表をご覧ください。

まず、1ページが公立岩瀬病院企業団職員定数条例の一部改正であります。

改正内容は第1条で規定する定数条例から除外する職員として(5)を修正し、会計年度任用職員を定数条例外とするものです。

次に、2ページをご覧ください。こちらは、職員の分限に関する条例の一部改正で、休職の効果を規定する第4条に5項を加え、一般職員に対する休職期間が3年を超えない範囲とあるのを会計年度任用職員に対しては任期の範囲内と規定するものです。

最後に、3ページをご覧ください。こちらは職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、まず、第2条で会計年度任用職員を規定し、第3項、ただし書き以下で会計年度任用職員に対する手当の支給を制限するため、企業長が指定する職員に対しては支給しない手当を規定するものです。

以上、議案第9号について、提案理由及びその内容についてご説明させていただきました。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（大内康司君）

これより、議案第9号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番溝井議員。

○議員（溝井光夫君）

2点お伺いします。

第3条にフルタイム会計年度任用職員とありますが、任用者数の見込みがあれば伺いたい。

同じく第3条に「企業長が指定する職員に対しては支給しない。」とありますが、指定する職員にはどのような職員が該当するのか伺いたい。

○議長（大内康司君）

ただ今の4番溝井議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

事務長。

○事務長（塩田卓君）

まず、フルタイム会計年度任用職員についてお答えいたします。

フルタイムの職員約80名、パートタイムの職員約40名の任用を想定しています。その中で、正規職員として勤めていただくべきだと判断した職員を正職員として雇用する取組も進めています。

次に、企業長の指定する職員についてお答えいたします。

嘱託職員に関して任用形態が様々あり、例えば初期の臨床研修医も嘱託職員として雇用しています。そのため、職種によって細かく設定する必要があり、手当について除外できる規定を設けました。ただ、現実的には期末手当の支給等があり会計年度任用職員としてこれまでより内容が良くなるように意識をしながら規定していきたいと思います。

○議長（大内康司君）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長（大内康司君）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大内康司君）

これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第9号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大内康司君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和元年12月公立岩瀬病院企業団議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

令和元年12月26日 午後2時38分 閉会